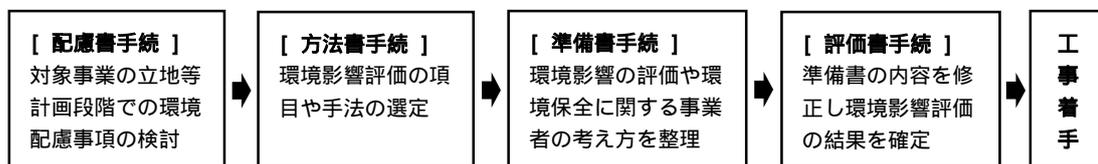


## 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例（令和6年3月改正）（概要）

- 環境影響評価（環境アセスメント。以下「アセス」という。）は、大規模な開発事業を行う際に事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に予測、評価し、その結果を公表して住民や地方公共団体などから意見を聴き、事業計画に反映することで、より環境に配慮した事業とするための制度である。
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）では、一定規模以上の道路、ダム、発電所の設置の事業等を対象にアセス手続等が定められているが、本県の地域特性等を踏まえ、滋賀県環境影響評価条例（平成10年条例第40号。以下「条例」という。）により、法の対象とならない小規模な開発事業等についても、法と同様のアセス手続等を定めている。

### 【環境影響評価手続（アセス手続）の流れ】



- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）の一部改正（令和4年4月1日施行）により、市町が認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づき実施される再生可能エネルギー施設の整備事業（以下「認定事業」という。）が、法に基づくアセス手続が必要な事業（以下「法対象事業」という。）に該当する場合、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に係る規定を適用しないこととする特例が設けられた。
- 認定事業は、国や県の環境配慮基準に基づき市町が設定する「促進区域」内で実施されるものであり、令和6年3月には「地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に係る環境配慮基準」（太陽光発電を対象とした県の環境配慮基準）が策定されたことにより、法対象事業に該当する認定事業については、配慮書手続が不要となった。
- 本改正条例は、法と同様に、条例に基づくアセス手続が必要な認定事業についても配慮書手続を不要とするものである。

### 1 法に基づく手続

以外の事業



認定事業



< 認定事業について配慮書手続が不要とされている理由 >

- ・ 配慮書手続は、事業の初期段階として、対象事業の位置や規模の設定など、計画段階での環境配慮事項を検討する段階とされている。
- ・ 認定事業を実施する「促進区域」を市町が設定する段階で、計画段階での環境配慮事項が検討済であることから、配慮書手続は不要とされている。

## 2 条例改正のイメージ

以外の事業



認定事業



【改正部分】

法と同様に条例についても**配慮書手続を省略**（方法書以降の手続は必要）

## 3 施行日

- ・ 公布の日（令和6年3月26日）から施行